



長野県報

3月31日(火)
令和8年
(2026年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)..... 2

規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 5

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)..... 5

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)..... 7

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)..... 10

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 軽油引取税の暫定税率の廃止

軽油引取税の暫定税率に係る規定について、削除しました。

(2) 自動車税環境性能割の廃止

自動車税環境性能割に係る規定を削除し、自動車税種別割を自動車税としました。

(3) 不動産取得税の免税点の引上げ

不動産取得税の土地に係る免税点を16万円(改正前:10万円)、家屋の建築に係る免除点を66万円(改正前:23万円)、その他家屋の取得に係る免税点を34万円(改正前:12万円)としました。

(4) 不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

次の減額措置の適用期限を令和13年3月31日(改正前:令和8年3月31日)としました。

ア 新築住宅を建てた際に、取得者が未確定の場合に宅地建物取引業等が取得したものとみなすまでの期間を緩和(本則6月を1年)する特例措置

イ 減額及び徴収猶予を申請できる土地取得後から新築までの経過年数要件を緩和(本則2年を原則3年)する特例措置

(5) 農業所得に係る個人県民税の課税の特例

肉用牛の売却による個人県民税の農業所得の課税の特例について、適用期限を令和12年度(改正前:令和9年度)としました。

(6) 土地の譲渡所得に係る個人県民税の課税停止の特例措置の延長

所有期間が短期の土地を譲渡した場合における個人県民税に係る課税停止の特例措置について、その条件となる土地の譲渡等の期限を令和11年3月31日(改正前:令和8年3月31日)としました。

(7) 土地の長期譲渡所得に係る個人県民税の課税の特例措置の延長

優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の個人県民税の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度(改正前:令和8年度)としました。

(8) 自動車税のグリーン化特例措置の延長

自動車税のグリーン化特例について、現行の措置を令和10年3月31日(改正前:令和8年3月31日)まで延長しました。

(9) 個人住民税の控除額の算定における措置

次の制度における算定方法について、令和7年度税制改正における所得税の基礎控除引上げの影響を鑑み、控除額が減少しないよう、措置を講じました。

ア 住宅ローン控除(令和7年12月以前居住者に限る)

イ ふるさと納税に係る特例控除

2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第27号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第69条の14」を「第69条の4」に改める。

第6条第2項第1号及び第2号中「の種別割」を削り、同項第3号のア中「、自動車税の環境性能割」を削り、同号のウを削り、同号のエを同号のウとする。

第10条第1項第2号中「の種別割」を削る。

第21条の5第1項第4号中「及び第60条第1項」を削り、同条第2項第1号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号）」に改める。

第35条第1項中「第21条の7」を「第21条の8」に改め、「又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

第40条の2の4第1項中「10万円」を「16万円」に、「本条」を「この条」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第40条の12の4第1項中「及び第69条の3」を削る。

第56条を次のように改める。

（自動車税に関する用語の意義）

第56条 自動車税について、「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

第57条第1項中「、当該自動車の取得者に環境性能割によつて」及び「種別割によつて、」を削り、同条第2項を削る。

第58条第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第60条を削る。

第61条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第60条とする。

第62条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第61条とする。

第63条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第62条とする。

第64条から第69条の5までを削る。

第69条の6の見出しを「（自動車税の税率）」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号のアの（ア）中「この条において」を削り、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に、「同項」を「同項（同号に係る部分に限る。）」に改め、同条を第63条とする。

第69条の7（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第64条とする。

第69条の8（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第65条とする。

第69条の9の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第66条とする。

第69条の10の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第69条の11」を「第69条」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第67条とする。

第69条の10の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に、「第9条の16」を「第9条」に改め、同条を第68条とする。

第69条の11の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「又は」を「又は同法第13条第1項に規定する」に改め、同条を第69条とする。

第69条の12の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第69条の2とする。

第69条の13の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号のア中「身体障害者等が所有」を「身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付された戦傷病者手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この項及び第3項において同じ。）、知的障害者（知事の定めるところにより交付された手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この号及び同項において同じ。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この号において同じ。）が所有」に改め、同アの（ア）中「身体障害者等」を「身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下この項及び第3項において「身体障害者等」という。）」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、「免許証」の次に「（道路交通法（昭和35年法律第105号）

第92条第1項に規定する免許証をいう。)を、「免許情報記録個人番号カード」の次に「(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)」を加え、同条を第69条の3とする。

第69条の14(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第69条の4とする。

附則第4条の4の前の見出しを削る。

附則第4条の2から附則第4条の4までを次のように改める。

第4条の2から第4条の4まで 削除

附則第4条の4の2に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条第3項において「居住年」という。)が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「合計額」を「合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)」に改め、同項第1号中「第16条第1項」を「(平成7年法律第11号)第16条第1項」に改め、同項第2号中「第2条」を「(昭和22年法律第175号)第2条」に改める。

附則第4条の4の3第1項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)」に、「前2条」を「前条」に、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表の附則第4条の4第1項の項、附則第4条の4第1項第1号の項及び附則第4条の4第1項第3号の項を削り、同表の前条第1項の項中

「前条第1項」を「第1項」に、「第13条第1項」を「(平成23年法律第29号)第13条第1項」に改め、同表の前条第1項第1号の項中「前条第1項第1号」を「第1項第1号」に改め、同表の前条第1項第2号の項中「前条第1項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条第2項中「前2条」を「前条」に、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、前条第3項」を「同条第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項まで」とし、同条第3項」に改め、同項の表を削る。

附則第4条の8第2項中「を控除」を「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)」との合計額を控除」に改める。

附則第5条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第4条の4第1項」を削る。

附則第6条第3項第1号中「、附則第4条の4第1項」を削る。

附則第7条第3項第3号中「、附則第4条の4第1項」を削り、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第9条第3項第3号中「、附則第4条の4第1項」を削る。

附則第10条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第11条第4項第3号中「、附則第4条の4第1項」を削る。

附則第11条の2第1項の表の附則第9条第1項の項中「第11条の6第1項」を「(平成23年法律第29号)第11条の6第1項」に改め、同条第3項中「附則第4条の4又は」を削り、同項の表の附則第4条の4第1項第2号のイの項を削り、同表の附則第9条第1項の項中「第11条の6第4項」を「(平成23年法律第29号)第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「附則第4条の4又は」を削る。

附則第13条の3中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第17条の5から附則第17条の5の5までを削る。

附則第17条の6の前の見出しを削り、同条第1項中「(第69条の6第1項第1号のアの(7)に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)」を削り、「第149条第1項第2号」を「附則第12条の3第1項」に、「第149条第1項第3号」を「附則第12条の3第1項」に、「第69条の6第1項第3号のアの(7)」を「第63条第1項第3号のアの(7)」に改め、「種別割」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第4項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(法附則第12条の3第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。以下この条において同じ。))に該当するものを除く。第4項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

附則第17条の6第1項第2号中「法第149条第1項第6号に規定する」を削り、「第3項第6号及び第4項第3号において「軽油自動車」

という)を「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第4項第3号において同じ)に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「第69条の7」を「第64条」に、「附則第17条の6第1項」を「附則第17条の5第1項」に改め、同条第3項中「第69条の6」を「第63条」に、「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第65条第1項第1号のアの(ア)のaに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。))」に、「第9条の2第3項」を「附則第5条の2第1項」に、「施行規則附則第5条の2第3項」を「同条第3項」に改め、同項第3号中「法第149条第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第63条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車(充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第5項で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号のイに規定するエネルギー消費効率(以下この項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第6項で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので同条第7項で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第8項で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第10項で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項で定めるもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第12項で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第13項で定めるもの

附則第17条の6第5項中「第69条の7」を「第64条」に改め、同条を附則第17条の5とし、同条の前に見出しとして「(自動車税の税率の特例)」を付する。

附則第17条の7第1項中「第57条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、「第69条の6第1項」を「第63条第1項」に改め、同条第2項中「第69条の7」を「第64条」に、「附則第17条の7第1項」を「附則第17条の6第1項」に改め、同条第3項中「の種別割」を削り、同条第4項中「第69条の7」を「第64条」に改め、同条を附則第17条の6とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

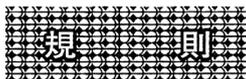
(軽油引取税に関する規定の適用)

4 施行日前に長野県県税条例第54条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第54条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の長野県県税条例第69条の3第1項又は第69条の4条第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る同条例第69条の3条第5項若しくは第69条の4第2項の規定による還付又は同条例第69条の3第6項（同条例第69条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 8 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

税務課



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第34号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「又は保健師」を「、保健師又は児童安全対策専門員」に改め、同項第4号中「又は児童指導員」を「、児童指導員又は児童安全対策専門員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員が、同一の日に第1項に掲げる2以上の業務に従事したときは、いずれか一の業務に従事したものとして当該業務に対する最も高い額の福祉業務手当を支給する。

第9条第2項第1号中「400円」を「1,200円」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣（以下この号において「危険鳥獣」という。）による人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生するおそれの著しい現場で行う危険鳥獣の捕獲、殺傷又は追い払いに係る作業

第12条第2項第9号中「の作業」を「及び第19号の作業」に改め、同条第3項中「まで」を「まで及び第19号」に改める。

第15条第2項中「から条例第14条第1項第1号に掲げる扶養親族に係る扶養手当の月額に相当する額を減じた額」を削る。

第17条中「第12条第1項第1号」の次に「から第6号まで、第7号のア及びイ、第8号」を加え、「並びに第13号から第17号まで」を「、第13号から第17号まで並びに第19号」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事課

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第35号

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則（令和8年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「場合」の次に「(第3号に該当する場合を除く。)」を加え、同項第2号中「を利用」を「(次号において「宅配便等」という。)を利用」に、「場合」を「場合(同号に該当する場合を除く。)」に改め、同号ただし書中「前号ただし書の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「算定した額が別表第3」を「見積額が同表」に、「当該算定した額を」を「当該見積額を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 運送業者が家財の運送を行い、かつ、旅行者が宅配便等を利用して家財の運送を行う場合（旅行命令権者が前2号のいずれかのみ該当する場合では移転することが困難と認める場合に限る。）には、第1号に掲げる方法により算定した額及び当該宅配便等の利用に要する額の合計額を移転料の額とする方法